

防護管取付後の作業実施について（注意事項）

建設工事等を行う事業者さまは、労働安全衛生法等において、電線付近で作業を実施する際、作業員の感電防止等の労働災害防止措置を講じることを義務付けられております。

そのため、防護管取付後も、**日々の作業前に、必ず防護管の取付状態を確認し作業員の安全を確保ください。**

以下の状況が発生した場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

- 防護管のズレや外れ、防護シートの剥がれ等を発見した場合
- 貴工事の工事内容変更等において危険と思われる箇所が生じた場合



防護管のズレ



防護シートの剥がれ

<注意事項>

- 防護管が取付であっても、感電や停電のおそれがあるため、**防護管に触れたり、足場やクレーン等を接触させないでください。**
- **足場が防護管に接触している場合**や、**作業員が防護管に触れるおそれがある場合**（足場内に防護管取付箇所が貫通している場合等）は、**立入禁止措置**または**足場の撤去**等が必要です。

足場内に防護管が接触している場合



足場の撤去が必要です！

防護管に触れるおそれがある場合



立入禁止措置または**足場の撤去**等が必要です！

<立入禁止措置の例>

囲いや立入禁止標識を設置



<危険表示例>



[危険表示テープ] [立入禁止標識] [トラロープ]

問合せ先

北陸電力送配電株式会社 防護管受付窓口 (TEL:076-439-8620)

[営業時間] 平日9:00~12:00, 13:00~17:00

【感電災害事例】

高圧引込設備付近での足場作業における感電事故

○事故概要

事故発生日時	2020年5月14日（木）
事故発生の電気工作物	お客さま区分用高圧開閉器2次側～お客さま設備
使用電圧	6.6kV
事故状況	外壁工事作業をしていた被災者が、防護具を取付してあることから、接近しても問題ないと判断し、充電部に接近し感電した。
被災状況	電撃傷により右手首から上腕にかけて火傷

現場写真

お客さま区分用
高圧開閉器2次側



充電部と接近し感電

お客さま設備における感電事故

○事故概要

事故発生日時	2014年9月17日（水）
事故発生の電気工作物	高圧変成器2次側～お客さま設備
使用電圧	6.6kV
事故状況	ベランダ側から単管パイプを足場に置こうと身を乗り出した際、お客さま電気設備に左肘が接触し、感電した。電気は左肘から流入し右手親指から流出した。
被災状況	右手甲火傷

現場写真



充電部と接触し感電